特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

舞鶴市長

公表日

令和6年1月12日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税に関する事務				
②事務の概要	地方税法に基づき、住民等からの申告情報及び企業等からの支払報告書により住民税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、課税証明書等を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税証明書等の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④過誤納の還付等 ⑤地方税法に基づく調査 ⑥寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信				
③システムの名称	個人住民税システム、住基・税系宛名システム、番号連携サーバー、中間サーバー、eLTAX(審査システム)、国税連携システム、申告支援システム、地方税ポータルシステム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
宛名テーブル、個人住民税賦	課情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条				
4. 情報提供ネットワーク					
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定				
②法令上の根拠	で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、 第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の				
②法令上の根拠 5. 評価実施機関における	【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ※主務省令未制定…29、30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第36条、第37条、第38条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、2、第59条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【情報照会の根拠】 第20条				
	【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ※主務省令未制定…29、30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第30条、第31条の20、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第31条の20、第43条の3、第32条、第33条、第34条、第44条、第44条の5、第45条、第45条、第49条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【情報照会の根拠】 第20条				

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

総務部総務課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1044

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

総務部税務課

住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地

電話番号:0773-66-1026

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢>						
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点						
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満						
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点						
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし						

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2)又は3)を選択した評価美 載されている。	他俄渕し	こういては、てれてれ	里只垻日	苦伽音又は王	『項日評価書にあいて、リン	ベク対策の詳細が記	
2. 特定個人情報の入手(情報提供	共ネットワークシス ラ	テムを通り	じた入手を除	₹<。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託ヤ	>情報提供ネットワー	-クシステ.	ムを通じた提]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≥の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	査	
9. 従業者に対する教育・	李発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	80、87、94、 97、102、103、107、108、113、114の項 ※主務省令未制定 ⇒9、23、29、34、35、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、91、92、101、106、115、116、119 の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第21条、第22条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、11、16、18、26、27、28、31、37、42、54、57、63、64、65、66、67、74、80、87、94、97、102、103、107、108、113、114の項※主務省令未制定…9、23、29、34、35、38、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、85の2、91、92、101、106、115、116、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における情報照会の根拠】27の項 第1条第二における情報照会の根拠】50、291、92、101、106、115、116、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における情報照会の根拠】50、第38、第4令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等)第1条、第2条、第3条、第4条、第3条、第4条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第19条、第20条、第21条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条【情報照会の根拠】第20条	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、住基・税系宛名システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間 サーバー	個人住民税システム、住基・税系宛名システム、番号連携サーバー、中間サーバー、 eLTAX(審査システム)、国税連携システム、申 告支援システム、地方税ポータルシステム	事後	
平成29年11月24日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名テーブル	宛名テーブル、個人住民税賦課情報ファイル	事後	
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	31、37、42、54、57、63、64、65、66、67、74、80、87、94、97、102、103、107、108、113、114の項※主務省令未制定…9、23、29、34、35、38、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、85の2、91、92、101、106、115、116、117、120の項【別表第二における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、	【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する 情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、 第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条 の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の 3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31 条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、 第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第 43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第 45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容	地方税法に基づき、住民等からの申告情報 及び企業等からの支払報告書により住民税額 を算出し、賦課徴収している。また、申請に基 づき、課税証明書等を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用し ている。 ①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税証明書等の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④過誤納の還付等 ⑤地方税法に基づく調査	づき、課税証明書等を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用し	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	税務課長 野口 和英	税務課長	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	-	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月13E	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85 の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、 107、108、113、114、116、120の項 ※主務省令未制定…23、29、61、62、71、 115、117の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第28条、第31条、第31条の3、第34条、第35条、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条の2、第45条、第43条の4、第44条の2、第50条、第47条、第49条の4、第44条の2、第50条、第47条、第49条の4、第44条の2、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項※主務省令未制定…29、71の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報見等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第27条、第28条、第31条の3、第27条、第28条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条、第44条の2、第44条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第55条、第51条、第53条、第59条の4、第59条の2、第50条、第59条の2、第59条の2、第59条の3、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第44条、第44条。第44条。第44条。第44条。第44条。第50条、第51条、第53条、第59条。第50条、第59条の2、第59条の2、第59条の3、【情報照会の根拠】第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項※主務省令未制定…23、29、61、62、71、117の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第25条、第36条、第37条、第31条の3、第34条、第35条、第31条、第31条の3、第34条、第34条の3、第43条の4、第44条の2、第44条の3、第43条の3、第44条の4、第44条、第44条の2、第44条の3、第43条の3、第44条の4、第44条、第44条の2、第44条の3、第44条の4、第44条の4、第44条の3、第44条の4、第44条。	97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ※主務省令未制定…29、30、71の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項※主務省令未制定…29、30、71の項【別表第二における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条の3、第45	27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項※主務省令未制定…29、30の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第38条、第31条の202、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55	事後	
令和5年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	